



小矢部市

Oyabe City

臨時記者会見資料

令和6年2月9日

総務課

TEL : 67-1760 (内線 232)

件名

令和6年能登半島地震に係る被災者の生活再建のための新たな支援パッケージについて

令和6年能登半島地震に係る被災者の生活再建のための新たな支援パッケージについては、別紙のとおりです。

令和6年能登半島地震に係る被災者の生活再建のための新たな支援パッケージ

番号	区分	支援制度	趣旨	支援対象者	支援内容	概算所要額	財源内訳	
							国庫支出金	一般財源
1	市独自事業（環境省補助事業・新規）	損壊家屋等の解体・撤去等についての支援（生活環境課）	令和6年能登半島地震により損壊した被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び公衆衛生の保持を図るため、当該物件所有者の申請に基づき、市が所有者に代わり、災害廃棄物として解体・撤去するもの。 また、物件所有者が自らの負担により、市が行う解体・撤去事業開始前に解体工事を契約したものを対象に、解体・撤去に要した費用を市が償還を行う。	住家被害認定により全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊と判定された損壊家屋等（住家や蔵等）の所有者	(1) 公費解体 物件所有者の申請に基づき、市が公費により被災家屋等の解体撤去を行う。 (2) 自費解体（費用償還） 物件所有者が公費解体事業開始前までに契約した解体工事について、要した費用を償還する。 (3) 家電リサイクル対象4品目の自費処理費（リサイクル料）の償還（費用償還） 被災した家電リサイクル対象4品を自費で処理した方のリサイクル料を申請により償還する。	69,000千円	34,500千円	34,500千円 ※特別交付税措置（地方負担額の95%） ※実質一般財源1,725千円（2.5%）
2	市独自事業（環境省補助事業・新規）	倒壊ブロック塀等収集運搬についての支援（生活環境課）	倒壊・落下したブロック塀や灯籠等の収集運搬を市が行うことにより、地域における生活環境の保全上の支障の除去、二次的な被害の防止及び被災者の生活の再建の支援を図るもの。また、生活環境の保全上の支障を除去するため、自らの負担により収集運搬を行った者に、当該収集運搬に要した費用を償還し、被災した世帯の費用負担を軽減するもの。	居住用敷地又は居住用敷地に隣接する社寺にある倒壊ブロック塀等の所有者	(1) 収集運搬事業 居住用敷地又は居住用敷地に隣接する社寺にある倒壊ブロック塀等の収集運搬を行う。 (2) 費用償還 倒壊ブロック塀等の収集運搬事業を実施する前に、自らの負担により収集運搬を行った者に対し、当該収集運搬に要した費用を償還する。	34,000千円	17,000千円	17,000千円 ※特別交付税措置（地方負担額の95%） ※実質一般財源850千円（2.5%）
3	市独自事業（新規）	準半壊住家等の解体費補助（都市建設課）	住家被害について半壊以上の判定を受けた住家等は、解体を行う場合については市が災害廃棄物として公費解体を行うことができ、また、一部損壊であっても敷地に亀裂等が生じ、やむを得ず解体する場合にあっては被災者生活再建支援制度の「解体」に該当し、支援制度の適用を受けることができる。しかし、準半壊の判定を受けた住家等において所有者の判断により解体を行う場合については支援の対象とならないことから、被災住家等の放置防止を目的とした補助制度の新設を行うもの。	準半壊に該当するもので住家等の応急修理をせず解体を行う者	1世帯当たり費用の限度額 343千円以内	2,000千円		2,000千円
4	市独自事業（新規）	住宅災害見舞金の支給（総務課）	市内被災者を支援するため、被害区分に応じて、被災世帯に対し住宅災害見舞金を支給するもの。	住家に全壊、半壊（大規模半壊・中規模半壊・半壊）又は一部破損（準半壊・一部損壊）の被害を受けた世帯	全壊：10万円 半壊：5万円 一部破損：1万円	11,000千円		11,000千円
合計						116,000千円	51,500千円	64,500千円